

多気町 令和6年度

保育園等入園のご案内

(令和6年4月～令和7年3月 入園用)



(お問合せ先)

多気町役場 こども課 保育園係 ☎ 0598-38-1154

目次

1. 子ども・子育て支援新制度 …… P2
2. 保育園等一覧 …… P3
3. 入園申込み方法 …… P4.5
4. 申込に必要な書類 …… P6
5. 令和6年度の入園について …… P7
6. 土曜日保育について …… P8
7. 時間外保育について …… P8
8. 保育料について …… P9
9. 副食費について …… P9
10. 延長保育について …… P9
11. 在園児の継続入園について …… P10
12. 病児・病後児保育について …… P10
13. 一時保育について …… P10
14. ファミリーサポートセンターについて …… P10
15. 子育て支援センターについて …… P11
16. 相談サポートセンターについて …… P11

子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て関連3法に基づき平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が実施されることになり、新制度に移行した保育園・認定こども園・幼稚園などの利用を希望する方は、教育・保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。認定は3年間有効ですが、就労から出産への認定事由が変更となる場合、就労時間の変更により保育の必要量が変更となる場合も申請が必要となります。

○教育・保育給付認定の種類

※ 令和6年4月1日時点

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で幼児教育を希望する子ども	認定こども園(教育・幼稚園部門) 幼稚園
2号認定	満3歳以上で、保育を必要とする子ども	保育園
3号認定	満3歳未満で、保育を必要とする子ども	認定こども園(保育・保育園部門)

※町内に幼稚園はありません。

○教育・保育給付認定に対する基本の利用時間

認定区分	基本保育時間対象となる子ども	利用できる施設・基本利用時間
1号認定	教育標準時間 1日4時間以上 (休園日:土・日・祝日・長期休園期間有)	認定こども園(教育・幼稚園部門) 9:00 ~ (預かり保育あり)
2号認定	保育短時間 1日8時間まで (休園日:日・祝日・年末年始等)	保育園・認定こども園(保育・保育園部門) 8:30 ~ 16:30
3号認定	保育標準時間 1日11時間まで (休園日:日・祝日・年末年始等)	保育園・認定こども園(保育・保育園部門) 7:00 ~ 18:00

※「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1カ月あたり64時間です。

※保育短時間のコア時間(8時30分~16時30分)を超える保育が必要な方は、すべて保育標準時間の認定となります。

○保育を必要とする事由

多気町に住民登録のある児童で、

- 1 保護者などが日中、家庭外及び家庭内で家事以外の仕事をしている場合
- 2 保護者(母親)が出産の前後の場合(産前8週、産後8週)
- 3 保護者が病気、負傷、心身に障害がある場合
- 4 保護者が長期にわたり同居の親族を常時介護している場合
- 5 自宅が災害に遭い、その復旧にあたっている場合
- 6 保護者が就職活動(起業準備含む)をしている場合(最大3ヶ月まで)
- 7 日中、保護者が就学、又は就労のための技術取得をしている場合(通信制は除きます)
- 8 その他、保護者が明らかに保育をできない事情がある場合

※保護者及び同居のご家族など(65歳未満の方)が以上のような状況にあり、家族の誰もお子さんを保育できない場合に限ります。(※同居は敷地内同居を含む)

※3号認定の申込みについては、就職、出産、介護等、真にやむをえない場合に限ります。「集団生活を体験させたい」、「下の子を保育したい」などの理由では申込みできません。

保育園等一覧

※年齢は令和6年4月2日現在の年齢です

区分	施設名	所在地	電話	定員(人)	入園受入年齢	保育可能時間	教育・保育給付認定区分
町立	つだ 津田認定こども園	井内林 138-1	38-2195	60	3歳児から (教育部門)	9:00 ～ 13:00	1号認定
					2歳児から (保育部門)	8:00 ～ 17:00	2・3号認定
	おうか 相可保育園	兄国 465-7	38-2198	180	0歳児 (1歳到達)から	7:00 ～ 19:00	2・3号認定
	さな 佐奈保育園	仁田 11	39-3364	120	0歳児 (生後6ヶ月)から	7:00 ～ 19:00	
せいわ 勢和保育園	下出江 10	49-3707	180	0歳児 (1歳到達)から	7:00 ～ 19:00		
私立	たきもり 多気の杜こども園	西山 529- 8	39-8844	15	3歳児から (幼稚園部門)	9:00 ～ 14:00	1号認定
				60	0歳児 (生後57日目)から (保育園部門)	7:00 ～ 19:00	2・3号認定

- ・障がい児保育は、すべての園で実施しております。入園対象となるお子さんのなかで、身体の障がいや発達に課題をもつなど、保育士による特別な配慮を必要とする児童を対象とした保育です。
- ・多気地区の公立園(相可・佐奈・津田)は令和8年度に統合を予定しています。

入園受入年齢(クラス)	生年月日
5歳児	平成30年4月2日 ～ 平成31年4月1日
4歳児	平成31年4月2日 ～ 令和2年4月1日
3歳児	令和2年4月2日 ～ 令和3年4月1日
2歳児	令和3年4月2日 ～ 令和4年4月1日
1歳児	令和4年4月2日 ～ 令和5年4月1日
0歳児	令和5年4月2日 ～ ※産後57日目より

申込状況により、入園を待機していただく場合や希望の園に入れない場合があります。
また、入所児童が少ない保育園は異年齢混合保育を実施する場合があります。

入園申込み方法

◆保育部門・保育園部門(2・3号)で入園を希望される方◆

津田認定こども園の1号認定は、2・3号認定と同様の下記の申請方法とします。

令和6年4月～令和7年3月中に入園を希望される方は、入園申請に必要な書類一式を、入園希望園の申込受付日に提出してください(必要書類については6ページをご確認ください)。

申込みの際には、入園希望のお子さん同伴で保育園へお越しください(1歳に満たないお子さんの場合は、保護者のみでも結構です)。

※発熱等の風邪症状や体調不良がある場合は来園をお控えいただき、ほかの園の受付日にお越しいただくか、後日ご連絡の上多気町役場こども課へお越しください。

＜入園申込受付日＞ ※園で受付を行います。

施設名	申込受付日	電話番号(0598)
さな 佐奈保育園	10月20日(金) 9:00-10:30	39-3364
せいわ 勢和保育園	10月24日(火) 9:00-11:00	49-3707
つだ 津田認定こども園	10月25日(水) 9:00-10:30	38-2195
おうか 相可保育園	10月26日(木) 9:00-11:30	38-2198
たきもり 多気の杜こども園	10月27日(金) 9:00-11:00	39-8844

・上記の時間は受付時間となりますので、上記の時間を超過してお待ちいただく場合があります。

- ・指定の受付日に都合がつかない場合は、他の保育園でも受付を行います。
- ・保育園指定日のすべてに都合がつかない場合は、多気町役場こども課で受付を行います。事前に電話連絡のうえ来庁してください。受付時に園庭開放のご案内もさせていただきます。
- ・第一次募集分として10月31日に一旦締め切ります。

＜入園決定までのおもなスケジュール＞

令和5年 10月 1日～	入園申込書の配付、受付開始
令和6年 1月下旬～2月上旬	入所承諾(内定通知)・不承諾決定通知書発送
令和6年 3月中旬	保育料決定通知発送

- ・保育園生活の詳しいお知らせは、入所承諾後に保育園からご案内します。
- ・令和6年度入園式は令和6年4月3日の予定です(多気の杜こども園は入園式なし)。

◇幼稚園部門(1号)で入園を希望される方◇

多気の杜こども園 1号認定の入園申請に必要な書類一式は、多気の杜こども園にて受け取り可能です。入園申請に関しては、多気の杜こども園へお問い合わせください。

① 入園申込書を記入の上、園にて申込みをしてください。

多気の杜こども園 に 直接 ご提出ください。

② 認定こども園から入園の内定を受け、お住まいの自治体へ申請をしてください。

多気の杜こども園から入園の内定を受けたのち、お住まいの自治体にて施設等利用給付の申請手続きを行ってください。申請方法は、各自治体にお問合せください。多気町在住の方は、多気町役場こども課にて申請用紙の受け取り、手続き可能です。

③ 認定こども園を通じて、お住まいの自治体から支給認定証が交付されます。

お住まいの自治体より支給認定証が発行されます。大切に保管してください。

< 施設等利用給付申請とは >

1号認定の預かり保育を利用される方が、幼児教育・保育の保育料無償化(軽減)の給付を受けるために必要な認定です。保育の必要性があると認定を受けた場合には、3歳児クラスから預かり保育の利用日数に応じて月額 11,300 円 (日額 450 円) まで無償化されます。

< 入園決定までのおもなスケジュール >

随時	入園申込書の配布、受付
入園の内定を受けた方から (順次)	施設等利用給付認定申請手続き
令和6年1月下旬 ~ 2月上旬	支給認定証発送

※定員になり次第、締め切ります。

申込みに必要な書類

下記の①から⑤について、受付時に提出してください。【事前に記入しておいてください】

※お子さん2人以上の同時申込みをする場合、①・④・⑤・⑥の書類は1部あれば結構です。

- ① 教育・保育給付認定申請書
 - ② 多気町保育園入園申込書
 - ③ すこやかひょう
 - ④ 2・3号認定希望のお子さんは保育を必要とすることを証明する書類(1号認定希望の方は不要)
- } お子さん1人につき1部必要です

書類内容	就労中	産前産後 休暇中	就労内定	出産 予定	病気 障害	看護 介護	就学中
就労証明書	○	○					
就職決定証明書			○				
母子手帳のコピー				○			
療養状況申告書					○		
看護・介護付添状況申告書						○	
在学証明書と時間割表							○

※保護者及び同居家族(65歳未満の方)について、上記の書類が必要になります。

※就労証明書の用紙、その他申告用紙が必要な方はこども課までご連絡ください。

多気町ホームページからダウンロードしてお使いいただくこともできます。

※療養・介護等で申込みをされた方は、診断書の提出をお願いする場合があります。

※採用予定で証明書を提出された方は、就労後に就労証明書の提出が必要です。

※求職中での申請の方は、就労でき次第、就労証明書を提出してください。10月事前申込の方は原則入園後1ヶ月以内にご提出ください。最長でも入園後3ヶ月以内に提出する必要があります。

⑤ 保育料の算定に必要な書類(父・母の分)

原則として源泉徴収票等を提出していただく必要はありませんが、場合により収入等(令和4年中の所得額、控除額、住民税額)が確認できる令和5年度所得課税証明書、令和4年分の源泉徴収票、確定申告書の写しなど、いずれか1点の提出をお願いすることがあります。

⑥ その他書類

- 多気町税等口座振替依頼書(保育料)
- 世帯全員分の個人番号通知カード、及び申請者の顔写真付き身分証明書(運転免許証等)
- 多気町に転入予定の方は、転入確約書及び世帯員全員の住民票
- その他必要に応じて書類を提出していただくことがあります。

<入園申込みにあての留意点>

- ・希望する園に入園できない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ・入所児童が少ない保育園は異年齢混合保育を実施する場合があります。
- ・申込みは先着順ではありません。提出書類等により、入園に関する基準にて決定します。
- ・入園当初には、お子さんが保育園での生活に慣れてもらうために、通常の保育時間よりも短い時間の保育(ならし保育)を1週間ほど行います(児童により異なります)。
- ・申込み内容と事実が異なる場合は、入園決定を取り消すことがあります。
- ・申込み後にご家庭の状況に変更があった場合は、速やかにこども課へお知らせください。
(住所、保護者、連絡先、就労状況および育休復帰日、家族構成、児童の健康状況など)
- ・申込み後に入園の必要がなくなった場合は、速やかにこども課へお知らせください。

令和6年度中の受付について

- ・令和6年1月以降において、令和6年度の入園申込みをされる方は、入園希望月の前月10日までに、こども課まで申込書類一式を提出してください。
- ・年度途中からの入園申込み(転入、就職など)の場合は、保育園の定員に余裕がある場合に限り入園することができます。
- ・入園日は、原則、毎月1日になります。
- ・申込みに必要な書類、申込み時の留意点は、新年度の入園申込方法と同じです。
- ・電話での受付は行っていません。必ず申請書類を提出してください。

◇保育園の見学について

事前に保育園にお問い合わせください。基本的にはいつでも可能ですが、行事等の都合で日時を変更していただくことがあります。

◇お子さんの発達がゆっくりと思われる場合の申込み

事前にこども課までご相談ください。

お子さんの状況について聞き取りを行ったり、かかりつけの医師から診断書や所見を提出していただくことがあります。また、お子さんが集団生活へ入った状況を確認させていただくため、体験保育をお願いする場合があります。

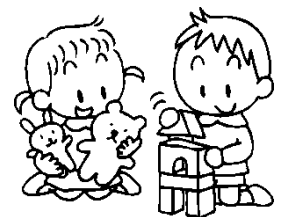
お子さんの発達に心配なことがありましたら、ご連絡ください。

◇食物アレルギーをお持ちのお子さんの申込み

事前に保育園等までご相談ください。

全園において、アレルギー除去食の対応を行っていますが、重度の食物アレルギー等の場合、除去対応できないことがあります。

そのときは、ご家庭にお弁当等のご協力をお願いすることもあります。ご了承ください。



土曜日保育について

<1号認定者>

実施しません。

<2・3号認定者>

町立：午前8時30分～午後4時30分

お弁当の持参をお願いします。

私立：午前7時00分～午後7時00分

認定こども園の給食を食べて頂きます。

土曜日保育実施園・・・佐奈保育園、多気の杜こども園

(津田認定こども園、相可保育園、勢和保育園の園児は、佐奈保育園での利用になります)

時間外保育(延長保育)について

- ・勤務時間や通院等の関係、または母親の出産等で家族が送迎するため、通常保育時間内に保護者等の送迎が困難な場合において、時間外保育(延長保育)を実施しています。家庭内労働の方、同居親族(祖父母等)がいる場合は原則として認められません。
- ・利用される方は、入園決定後に園にお申し込みください(時間外保育は有料になります)。
- ・1日単位で延長保育を利用することもできます(別途料金が必要です)。

時間外保育

(延長保育)

町立：平日 午後6時～午後7時
土曜日 原則、実施しておりません。

私立：平日 午後6時～午後7時
土曜日 午後6時～午後7時

※ 時間外保育実施園・・・相可保育園、佐奈保育園、勢和保育園、多気の杜こども園



保育料について

保育料については「多気町特定教育・保育施設に係る利用者負担額表」をご覧ください。

- ・保育料は、保護者(父母およびそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者))の所得に対する住民税額を基に算定します。4月～8月分の保育料は前年度分の住民税額、9月～翌年3月分の保育料は当年度分の住民税額を基に決定します(3歳児から5歳児および0歳児から2歳児の非課税世帯の保育料は無償)。
- ・保育料の支払いは、毎月月末(12月は25日頃)に口座から振替します(月末が金融機関の休業日の場合は、翌営業日)。残高不足などで口座振替ができなかった場合は、現金にて納付していただきます。
- ・納付義務者の失業や疾病により、著しく所得が減少して保育料の納付が困難な場合は、減免制度が適用される場合がありますので、こども課にご相談ください。
- ・保育料の未納が続いた場合は、法令に基づき差押え等の滞納処分を行います。
- ・「多気町特定教育・保育施設に係る利用者負担額表」は制度改正等により変更になる場合があります。

給食費について

※給食費には主食費(お米、パン代)と副食費(おかず、おやつ代)があります。

■3歳児～5歳児

主食費・副食費は町補助により免除しています。

■0歳児～2歳児

給食費は保育料に含まれていますので、多気町特定教育・保育施設に係る利用者負担額表に基づいて算出された保育料をお支払いいただきます。

延長保育料

時間	標準時間認定(月額)	短時間認定
7:00～8:30	通常保育(標準)	—【注1】
8:30～16:30		通常保育(短時間)
16:30～18:00		—【注1】
18:00～19:00	30分につき月額1,000円	

【注1】短時間認定の方で、基本の8時間(8時30分～16時30分)を超える保育をご希望の場合は、標準時間での認定申請をしていただくか、1日400円の延長保育をご利用ください。

※月額延長保育を利用される場合、日割り計算は行いません。

※同一世帯で2人以上のお子さんが同時に入園している場合の延長保育料(月額)は、2人目半額、3人目以降は無料となります。

※保育料無償化の対象となる方でも、延長保育を利用される場合、延長保育料をお支払いいただきます。

在園児の継続入園について

現在入園しているお子さんについて、翌年度も保育が必要な場合は、保育園継続入園の手続きが必要になります(9～10月頃に保育園を通してお知らせします)。

病児・病後児保育について

いまだ病気の回復期にいたらない場合や病気の回復期にあつて集団保育を受けることが困難な場合は、一時的にお預かりする保育を実施しています。

委託先 : 総合託児施設「アリス」 おおはし小児科併設 (松阪市大足町 ☎:0598-21-7722)

病児・病後児保育施設「ミー」 安田小児科内科併設(松阪市上川町 ☎:0598-28-8832)

対象児童: 町内に在住の小学校6年生以下の児童で、入院の必要はないが完治しておらず集団保育が困難な場合。

利用方法: 原則として、事前登録が必要です(保育料 日額一人2,000円)。

登録申請用紙に必要事項を記入してこども課などへ申込みください。

一時保育について

保護者の入院・介護などの理由で、保育が必要な児童を一時的に保育園でお預かりする保育を実施しています。

対象児童 : 多気町に住民登録がある満1歳から小学校就学前までの児童

保育期間 : 開始日より14日間 (月曜日から土曜日 午前8時30分～午後4時30分)

負担金 : 日額2,000円(生活保護法による被保険世帯 0円)

利用方法 : 事前に一時保育事業利用申込書に必要事項を記入しこども課へお申込みください。

基本的に、利用希望月の前月の10日までにお申し込みください。

ファミリー・サポート・センターについて

仕事の都合で保育園などの送迎ができない場合や、病院へ通うときなど育児のサポートを行います。

多気町においては、子育てのお手伝いをしたい「援助会員」、手助けをしてほしい「依頼会員」、その両方の「両方会員」で組織され、地域において会員同士で子育てを支援する相互援助活動です。

※ファミリー・サポート・センターとは、保育施設ではなく、会員組織(有償ボランティア)のことで。

※会員になるには事前に登録が必要です。

<問い合わせ先>

たき児童館 ☎ 38-7750



子育て支援センターについて

乳幼児のお子さんをお持ちの保護者を対象に、育児相談や子育ての情報提供を行うとともに、子育てサークルへの支援を行っております。発育、離乳食に関することや、お子さんの友達関係などお気軽にご相談ください。

場 所

子育て支援センター「おひさま」(勢和保育園 隣接)	☎ 49-3403
子育て支援センター「のびのび」(多気図書館内)	☎ 67-6300
津田認定こども園「ぼかぼか」(津田認定こども園内)	☎ 38-2195

相談サポートセンターについて

乳幼児から18歳までのお子さんについてご心配なことがあればどんなことでも相談に応じます。保育士、保健師、学校教員が相談を担当します。

相談受付日 月曜日～金曜日(年始年末・祝日除く)

午前9時から午後5時まで

連絡先 たき児童館内 相談サポートセンター ☎ 38-7750

